

こい、ふな	手釣、竿釣	一日	二〇〇円
	一年	二、〇〇〇円	
投網	一日	三〇〇円	
	一年	四、〇〇〇円	
たも網	一日	一〇〇円	
	一年	二、〇〇〇円	
持網	一日	四〇〇円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小中学生又は肢体不自由者については無料とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五、〇〇〇円
溪流魚			

(二) 納付の方法

(1) 西津軽新田漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
 あらかじめ西津軽新田漁業協同組合事務所(西津軽郡木造町字若宮一番地)に納付すること。ただし、手釣、竿釣、投網、たも網又は持網による漁具漁法による場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合  
 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、沼底を攪はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
 (四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項  
 (一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。  
 (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

八 1 漁業権者の名称及び住所

廻堰大溜池内水面漁業協同組合 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井五三番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第八号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	二〇センチメートル
ふな	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 廻堰大溜池内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
こい、ふな	竿釣	一日	二〇〇円
		一年	二、〇〇〇円

(2) ただし、中学生以下又は肢体不自由者については、無料とする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	1000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	500円

(1) 納付の方法  
 廻堰大溜池内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ廻堰大溜池内水面漁業協同組合事務所(北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井五三番地)に納付すること。ただし、竿釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。  
 (2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

6 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
 青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項  
 (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。  
 (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。  
 (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。  
 7 遊漁に際し守るべき事項  
 (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項  
 (一) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
 (二) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。  
 (三) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。  
 (四) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項  
 (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。  
 (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を

徴収する。  
 10 施行の日 平成十五年九月一日

九 1 漁業権者の名称及び住所

十三漁業協同組合 北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限  
 手釣り、竿釣り又はたも網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。  
 次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模
たも網	網口径 一メートル以下のもの

(二) 遊漁期間  
 次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで及び九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 禁止区域及び期間  
 次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
市浦地区広域型増殖場の区域 前潟とセバト沼を連結する水路 セバト沼と明神沼を連結する水路	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限  
 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、ふな	一〇センチメートル
わかさぎ	七センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法  
 (一) 遊漁料

(1) 十三漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一日	一年	
こい、ふな、わかさぎ	手釣、竿釣、 たも網	四〇〇円	三、〇〇〇円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ ます、ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます(鳶沼のみ)、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇円

納付の方法

(1) 十三漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ十三漁業協同組合事務所(北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地)又は

琴湖園(北津軽郡市浦村大字十三字五月女范二番地二)に納付すること。ただし、手釣、竿釣及びたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を攪はんしてはならない。

らない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項  
(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。  
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項  
(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

11 漁業権者の名称及び住所

十三漁業協同組合 北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地

車力漁業協同組合 西津軽郡車力村大字富沼字清水六番地五

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十二号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣又はたも網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具、漁法	規 模	
	網口径	一メートル以下のもの

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで及び九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
こい、ふな、うぐい	一〇センチメートル
わかさぎ	七センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 十三漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一日	一年	
こい、ふな、わかさぎ、うぐい	手釣、竿釣、たも網	400円	3,000円	

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にしん、ます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	1,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り、竿釣り	5,000円

(二) 納付の方法

(1) 十三漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ十三漁業協同組合事務所(北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三三番地)又は  
車力漁業協同組合事務所(西津軽郡車力村大字富沼字清水六番地五)に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

ない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。  
(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十一 漁業権者の名称及び住所

西津軽新田漁業協同組合 西津軽郡木造町字若宮一番地

車力漁業協同組合 西津軽郡車力村大字富沼字清水六番地五

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網又は投網以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
こい、ふな	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
こい	一五センチメートル
ふな	六センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 西津軽新田漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用

して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法		期間		遊漁料
	手釣、竿釣、たも網	投網	一日	一年	
こい、ふな			100円	2,000円	
			300円	4,000円	
			4,000円		

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児、小中学生又は肢体不自由者については無料とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(薦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	1,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(薦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円

(二) 納付の方法

(1) 西津軽新田漁業協同組合、車力漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ西津軽新田漁業協同組合事務所(西津軽郡木造町字右宮一番地)又は車力漁業協同組合事務所(西津軽郡車力村大字富沼字清水六番地五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
  - (二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
  - (三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 7 遊漁に際し守るべき事項
- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはなら

ない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

十二 1 漁業権者の名称及び住所

岩木川漁業協同組合 中津軽郡岩木町大字鳥井野字宮本三一番地一

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具、漁法により、それぞれ下欄に掲げる規模の範囲内であれば遊漁してはならない。

魚種	漁具、漁法		規 模	
	手釣り、竿釣り、投網	持網	網口径最長部二メートル以下	縦、横各二メートル以下
あゆ、こい、ふな、うぐい	手釣り、竿釣り	持網	網口径最長部二メートル以下	縦、横各二メートル以下
いわな、やまめ	手網、竿釣り	持網	網口径最長部二メートル以下	縦、横各二メートル以下
かじか	手網、竿釣り	持網	網口径最長部二メートル以下	縦、横各二メートル以下
かわやつめ	筒	持網	網口径最長部二メートル以下	縦、横各二メートル以下
	かぎがけ	持網	網口径最長部二メートル以下	縦、横各二メートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る漁具漁法、遊漁区域、期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	(手釣、竿釣、持網、四ツ手網、たも網) 七月一日から十二月三十一日まで (投網) 鳴瀬橋下流端から下流の区域 七月一日から十二月三十一日まで 鳴瀬橋下流端から上流弘前市水道ラバーダム堰堤下流端までの区域及び吉井酒造堰堤上流端から上流目屋ダムサイト下流端までの区域 八月十一日から十二月三十一日まで
こい	(手釣、竿釣、持網、四ツ手網、たも網) 一月一日から十二月三十一日まで (投網) 鳴瀬橋下流端から下流の区域 一月一日から十二月三十一日まで 鳴瀬橋下流端から上流弘前市水道ラバーダム堰堤下流端までの区域及び吉井酒造堰堤上流端から上流目屋ダムサイト下流端までの区域 八月十一日から十二月三十一日まで
ふな、うぐい	(手釣、竿釣、持網、四ツ手網、たも網) 一月一日から十二月三十一日まで (投網) 鳴瀬橋下流端から下流の区域 一月一日から十二月三十一日まで 鳴瀬橋下流端から上流弘前市水道ラバーダム堰堤下流端までの区域及び吉井酒造堰堤上流端から上流目屋ダムサイト下流端までの区域 八月十一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	(手釣、竿釣) 四月一日から九月三十日まで
かじか	(手釣、竿釣、持網、たも網) 一月一日から十二月三十一日まで
かわやつめ	(たも網、筒、かぎかけ) 四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は遊漁してはならない。

区域	期間
弘前市大字国吉宇高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流一〇〇メートル、下流二〇〇メートルまでの区域 中津軽郡岩木町大字如来瀬地内統合頭首工の上流端から、上流五〇メートル、下流二〇〇メートルまでの区域 弘前市大字樋の口町地内弘前市水道ラバーダム堰堤上流一〇〇メートル、下流五〇メートルまでの区域 北津軽郡中里町大字芦野地内頭首工の上流端から上流二〇〇メートル、下流五〇メートルまでの区域 中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国有林地内治山ダムの上流端から上流の岩木川支流域 中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域 安東橋上流二〇〇メートル、下流一〇〇メートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで
全長制限	九月十五日から十月三十一日まで

(四) 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル
こい	二〇センチメートル
あゆ、ふな、うぐい	七センチメートル
かわやつめ	三〇センチメートル
かじか	四センチメートル

(一) 5 遊漁料の額及びその納付の方法

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、ふな、やまめ、	手釣、竿釣、持網、	一日	五〇円

(1) 岩木川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合